

陳 情 文 書 表

受理番号	28第22号	受理年月日	平成28年11月14日
陳 情 者			
件 名	めぐろ区民キャンパス造設当初から放置されている『空地』を取り込み目黒区の「公園」として区民に開放することを求めます（陳情書）		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>ご承知の通り、めぐろ区民キャンパスは今から25年前（1991年）に都立大学（人文学部）が八王子に移転した跡地に造設されたものです。</p> <p>当時この大学移転のニュースに接した周辺住民は東京でも有数な低層住宅が広がるその中心に位置するこの大学跡地は、周囲の住環境に溶け込むように宅地造成され一帯は更に緑豊かな住宅街として拡充されるものとばかり思っていたのです。</p> <p>ところが、蓋を開けてみればその大学跡地には6棟の高層都営住宅を初め、大型ホール・図書館・体育館・郷土科学博物館・斎場など、住民の想いとは裏腹に大型施設の建設計画があることを知ったのです。</p> <p>当然のことながら、近隣住民にしてみれば幾ら大学跡地とはいえ周囲とは全く異なるこのような大型施設の造設など納得できるわけではなく、早々に住民による反対組織が結成されてキャンパス造設工事開始ギリギリまで区と交渉を重ねて来ました。</p> <p>しかしながら、最終的には 住民の反対も空しく一部修正は見たものの跡地は これらの大型施設で埋め尽くされて現在の「めぐろ区民キャンパス」に置き換わったことから、付近の風景はすっかり変わってしまいました。</p> <p>更に、これに追い打ちをかけるようにそこから500m西に位置して駒沢公園南東に接する同大学（理学部・工学部）跡地も某商社系不動産会社とマンション開発業者に払い下げられることから、その跡地も多くの人々が危惧していた通り巨大な超高層マンション群（深沢ハウス）で空が覆い尽くされるまで乱開発されるなど（こちらは住民による日照権侵害による建設反対運動など民事訴訟も起こっている）、これら二つの都立大学跡地に挟まれた我々を初め、広範囲にわたる多くの住民は長きに渡る工事の騒音や振動に悩まされた挙句、大きく景観破壊の目に遇っているのです。</p> <p>ところで、このような流れの中で当初この区民キャンパスで建設が予定されていた郷土科学博物館は、後に他所に集約されることになったことからこのキャンパスでの設置は取り止めとなりましたが、予定されていたその用地は今もなお当初の『空地』のままキャンパス北東隅に放置された形で実存します（垣根内側で25m×25m 約190坪）。</p>			

確かに、この『空地』を見るにつけ大勢が指摘しているように、然るべきスペースが求められる公共施設などの建設用地としては元々その狭隘な空間からして不適とは思われますが、それでもこの区民キャンパス北部で唯一のオープン・スペースであり、それもアスファルトで整地された平らで真四角な顔つきやその好条件の立地状況など、当初から誰の目にも小公園に映っていたようで、周囲の住民は言うに及ばず行き交う人々の稀少な憩いの広場として自然発生的に使用されていました。

その後、この『空地』の動きとしては、平成22年に公布された区の用地活用基本方針に懸案になっている特養ホームの建設用地として突然この『空地』がその候補地として公表されると共に、その数日後にはこの『空地』の正面に進入禁止のロープが張られ一般の立ち入りが禁止されることになったのです。

既に、大学跡地が周囲とは全く異なる区民キャンパスに置換わったことで著しく景観破壊の目に遇っている私共ではありますが、時の経過と共に現キャンパスにも徐々に馴染んできたとはいえ、このキャンパス付近を往来する度に否が応でも目につくこの放置状態の『空地』を見るにつけ、限られた中途半端な空間とはいえその顔付や立地からして稀少なスポットであることから特に一人当たりの公園面積が乏しい目黒区として政策的にも取り込むべきことを区に申し入れをしようとしていた矢先にこの特養ホームの建設構想に出くわしたのです。

無論、特養ホームの重要性は十分知るところですが、それにしてもこの狭隘な空間に「他に纏まった用地が見つからないので」というような、如何にも取って付けたような無責任な建設計画には幾ら特養ホームとはいえ賛成しかねることであり、また長年放置状態にあるこの『空地』についてはこの陳情書とほぼ同じ内容に纏め我々の想いも込めて平成23年3月に青木区長まで文書で申し入れたのです。

これに対して、同年5月には、我々が指摘している肝心のその『空地』の収容能力は明かされぬまま、「周囲の景観や環境に配慮してキチンと整備していく」との解答を得ましたが納得できず同年6月には1,420名の署名をもって我々が考えているこの『空地』の有るべき姿などにつき、目黒区議会に対して陳情の形で正式に請願したのであります。

この陳情書を提出した後も、暫く区と折衝を繰り返しましたが中々折り合わず、そうこうする内にこの特養ホームの建設計画は、財政難を理由に頓挫することに相成り、漸く平成24年の半ばにはロープが外され、再び同キャンパスの図書館長の管理の下、自由に使用できるようになったと伺っています。

(※なお、このキャンパスで建設中止となった特養ホームについては当然のことながら建設用地を十分有する他の区有地で実現する運びとなったようです)

問題は、その後の『空地』の状況です。その後は稀に親子のボール投げや近所の保育園児たちが保母さんに引率されて遊戯をしている姿を見かける事はありますが、何しろ長らく立ち入りが禁止されていたせいも、或いはこの『空地』と正面通

路を仕切っている木製バリケードが未だに侵入阻止に映るのか、はたまた多くの公園にみられるような施設の利用方なる注意書きの立て札が無いなど、現実的にはこの『空地』の実態（都有地など）が一般には公表されていない事もあり、折角このような貴重なオープンスペースにも拘らず、一部の臨時駐輪場を除いて、今もって遊休地がごとく殆ど活用されないまま、目には大きく入っているのに、不思議なことにその存在さえ気が付かなくなって・・・

この『空地』そのものとそれを取り巻く状況など

- a めぐる区民キャンパスから最寄の都立大学駅に至る区域には多くの保育園・幼児教室・幼稚園が点在しており、同キャンパス南東に広がる既存の「めぐる区民キャンパス公園」では主に小学生以上の運動や球技場として、また一般の憩いの場として利用されている、大きな面積を占める芝生地帯の養生時期には立ち入り禁止がなされるなど、年間を通じては使用できない。  
対して、常時保護が欠かせない保育園児や幼児などは危険回避などの観点からキャンパス北西に位置するこの『空地』で運動や休息を取っている。
- b 周囲を樹木で囲まれた木陰の多いこの『空地』は、以前から夏季ラジオ体操の場として使用されている。
- c この『空地』の正面を横切る通路は、桜修館中等教育学校を初め目黒十中などへの通学路として、また都立大学駅を発着点とする通勤・通学、更には都立大学駅周辺の商店街への買い物の通り道として大勢の人々が行き来している。
- d この『空地』の北側は万葉歌石碑群を挟んで文化通りに面しており、その通りに沿った幅広の歩道地帯には移転した都立大学の正門跡のモニュメントや、大学を覆っていたヒマラヤ杉を初めとする巨木が集約された形で緑豊かな森林地帯を形成しており、それに隣接して一体化しているこの『空地』の上空を野鳥が飛び交うなど夏場は涼をもたらし、児童の蝉取りや行き交う人々の憩いの場所にもなっているなど、この区民キャンパスで唯一緑に覆われた都立大学時代の面影を残す貴重なエリアであり、また、この幅広の歩道地帯は町内消防団の訓練場として定期的に使用されている。
- e 近年、日本各地で大きな自然災害が頻発しているが、なかでもこの首都圏に於いては政府を初め、各行政機関や報道機関からも確実視されている首都圏直下型巨大地震への対策強化が繰返し警報されているが、この幅広の歩道地帯では前項の通り定期的に町内消防訓練が実施されており、それに隣接するこの『空地』それ自体アスファルトで舗装された平らで真四角な形状と、その立地からして何時でも公道から大型車両の出入りが可能であることから突然襲って来る自然災害発生時には医療場として、またテントも張れるなど仮設避難所として、更には食料・飲料水などの配給場所としても活用できるなど臨機応変な取り組みが可能であることから、大災害襲来の折はそのまま区民の命を守る救災の拠点としてその威力を最大限に発揮する要所となる。

#### 【陳情事項】

下記の各項目を網羅すべくめぐる区民キャンパス北西に実在する都有地の『空地』を目黒区として取り込み、永続的な「公園」としてキチンと維持・管理していくことを求めます。

- 1 めぐる区民キャンパス北西に実存する『空地』は、この区民キャンパス北部に

残された唯一の空間であり、かつヒマラヤ杉を初めとする巨木群の緑で覆われていた旧都立大学の面影を留める貴重なエリアに融合して同キャンパス北部の良好な景観を形成していることから、「みどりの風景を守り、野鳥の住める街づくり」をスローガンに掲げる区としてこれら貴重な緑の空間を目黒区の大切な遺産として将来に渡りキチンと保全・維持していくことを求めます。

- 2 近年、全国的に自然大災害が頻発しているが、特に東京においては国の機能さえ麻痺するような首都圏直下型巨大地震の発生が確実視されていることから従前のような形式的なものでは焼け石に水であり、それには出来得る限りの備えが求められている事からも、アスファルトで平らに整地された真四角な使い勝手の良い形状と、何時でも問題なく公道から大型車両が乗入れできる機能的な立地という両面を持ち合わせているこの稀少な『空地』を住民の救災拠点として緊急事態発生時には即座に使用出来る状態で維持できるよう要求します。
- 3 公園や緑地が「レクリエーションの場の提供、防災性の向上、環境の保全、良好な景観の形成など」に重要な役割を担っていることは申し上げるまでもありませんが、東京23区のなかで一人当たりの公園面積で目黒区が常時最下位グループに甘んじていることを考えても、区として現に目の前に実在するこの有効な『空地』を公園として取り込むことは政策的にも「公園の拡充」につながることであり、それこそ行政の役割だと思います。